

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年6月16日(火)13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、  
加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 本部長代理

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他11名

5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき、ガラス固化技術開発施設（TVF）における固化処理状況及び廃止措置計画変更申請の要否について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

（資料2について）

- ・本資料の「性能維持施設の機能、範囲等の変更を伴わない工事等は、設計及び工事の計画の認可を要しない工事として、廃止措置計画変更認可を不要とする」との基本的考え方については、現状、再処理施設に認められていない規制の手続きの要否であることから、公開会合による議論が必要と考えており、要否を面談でコメントすることはできない。
- ・一方、更新工事に係る変更申請については、今後予定している安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請において、当該更新工事の内容を併せて申請する方が個別で変更申請を行うより合理的と考える。この際、単に注記とするのではなく、設工認申請レベルの資料を示すこと。
- ・部品交換等に係る変更申請の要否については、保安規定に基づき判断可能と考えられるため、個別に相談をされたい。
- ・撤去に係る変更申請の要否については、廃止措置計画に定める性能維持施設ではない施設の撤去は、廃止措置計画の変更申請の必要はない。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1：ガラス固化技術開発施設（TVF）における固化処理状況について

資料2：廃止措置計画変更申請の要否について